

医療情報取得加算について

当院では、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる体制を整えることで医療情報取得加算を算定しています。過去の受診歴・薬剤情報等を取得・活用し、より良い医療の提供に努めています。

マイナンバーカードをご提示いただいた場合

医療情報取得加算 2（初診料算定時）：1点（月1回）

医療情報取得加算 4（再診料算定時）：1点（3ヶ月に1回）

従来 of 保険証をご提示いただいた場合

医療情報取得加算 1（初診料算定時）：3点（月1回）

医療情報取得加算 3（再診料算定時）：2点（3ヶ月に1回）

令和6年11月

南浜中央病院